

生涯学習センター及び藤枝地区交流センター西館 利用団体(自主グループ)登録に伴う注意事項

1 利用団体(自主グループ)登録

生涯学習センター及び藤枝地区交流センター西館(以下「センター」という。)では、一定の条件を満たす団体が生涯学習活動を目的としてセンターを使用する場合の使用料を減免することで、その団体の活動を支援しています。

減額を受ける場合には、事前に利用団体(自主グループ)登録が必要となり、次の(1)ア～エの条件をすべて満たした団体が登録の対象となります。

(1) 利用団体(自主グループ)になるための条件

- ア 地域住民による生涯学習活動を目的とした概ね 10 人以上の会員を有する非営利団体であること。ただし、当分の間は5名以上であれば登録を認めるものとする。
- イ センターを拠点として、半年以上継続的に月1回程度活動していること。
- ウ センターのイベントや施設の清掃活動に協力できること。
- エ 団体の目的や活動の趣旨に賛同する者ならば誰でも加入できること。ただし、一企業等の従業員だけで構成されていないこと。

2 留意事項

(1) 運営について

- ア 会員の中から代表者を選ぶこととし、代表者は市内居住か市内に勤めていること。また講師を代表者としないこと。
- イ 会員の総意で会則、役員及び事業等が決められ、会員の意思が反映かつ民意的に運営されていること。(会員主導で団体運営していること)
- ウ 会員の総意で講師が選定されていること。(講師と会員が師弟関係ではなく、講師と会員相互の協力により生涯学習活動が実践できていること)
- エ 地域社会活動への参加や地区ふれあいまつり等諸行事で発表及び協力などにより学習(活動)成果を広く地域に還元できるよう運営されていること。
- オ 地区ふれあいまつりやロージュのつどい及び作品展等への参加や、センターの大掃除への参加等センターから依頼があったときには、協力することができること。
- カ 会員が 10 名以下になったときには、その旨をセンターに申し出ること。
- キ 代表者や担当者が代わるときには、その旨をセンターに届け出ること。
- ク 講師が施設予約(部屋取り)やグループの運営をしていないこと。(講師の個人教室としての使用ではないこと)
- ケ 他の団体との連携・協調ができること。

(2) 経理について

- ア 会費について根拠となる資料を必ず提出すること。
- イ 会員の互選により選任された会計責任者が会費を集め、団体の運営に充てられていること。
- ウ 経理内容が会員に公開されていること。
- エ 講師謝礼額は、講師の意思によるものでなく、会員の総意で決められていること。
- オ 講師謝礼は、センターで行う講座等の講師謝礼額(1 人の場合 8,000 円/回、2 人以上の場合 12,000 円/回)を上回らない額であること。
- カ 決算書等により、上記項目をセンターが確認できること。

(3) 利用について

- ア 部屋の利用人員は、原則として5人以上とすること。
- イ 使用時間(鍵の貸出から返却まで)が守られていること。
- ウ きちんと片付け(掃除等)が行われていること。
- エ 備品の破損等があったときは、必ず申し出ること。
- オ 部屋の使用をキャンセルするときは、事前に連絡すること。
- カ 部屋の使用は、センター主催講座や市の使用が優先されます。
- キ センター駐車場には限りがあるため、相乗りや車以外での来館にご協力ください。
- ク センター敷地内における飲酒・喫煙の禁止及びイベント時の現金景品の禁止等を遵守すること。

上記「1(1)利用団体になるための条件」を満たしていない場合、利用団体(自主グループ)の登録はできません。

また、登録後も上記「2 留意事項」が守られないときは、利用団体(自主グループ)の登録を抹消する場合があります。